

平成17年 9月15日

連絡先 総務局 予算調整室

電話 (059)224 - 2216

平成17年度 9月補正予算(その2)について

今回の補正予算は、国の補助制度の変更に伴う事業や新たに実施が必要となった事業等について、所要の措置を講じるものです。

[変更後の予算規模]

(単位 : 千円、%)

	16年度最終 予算額	17年度 現計予算額	9月補正額 (その2)	補正後累計	伸び率	
					/	/
一般会計	724,966,188	699,210,077	571,697	698,638,380	3.6	0.1
特別会計	32,753,018	31,312,816		31,312,816	4.4	0.0
企業会計	64,341,941	66,942,013	270,520	67,212,533	4.5	0.4
合計	822,061,147	797,464,906	301,177	797,163,729	3.0	0.0

一般会計の内容

571,697千円

1 歳入の主要点

(1) 国庫支出金

395,065千円

国庫支出金については、農業生産総合対策事業費補助金(米の生産振興対策事業費)201,061千円を増額するほか社会福祉施設整備費補助金755,490千円、延長保育促進事業費補助金219,276千円を減額するなど、あわせて395,065千円を減額補正する。

(2) 県債

238,000千円

県債については、災害復旧に係る一般公共事業で316,000千円を増額するほか県単公共事業で99,000千円の減額を行うなど、あわせて238,000千円を増額補正する。

(3) 基金繰入金 437,165千円

基金繰入金については、県債管理基金繰入金に437,165千円繰り戻すことにより、437,165千円を減額補正する。

(4) 諸収入 33,033千円

(独) 新エネルギー産業技術総合開発機構 (N E D O) からの受託収入 (燃料電池実用化戦略的技術開発事業費) 33,033千円を増額補正する。

2 歳出の主要点

(1) 燃料電池実用化戦略的技術開発事業費 33,033千円

(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (N E D O) から委託を受け、樹脂セパレータによるセル劣化の研究を行う。

研究期間：H17～H19 (3 ヶ年) 総額 1 億円程度

(2) 企業立地促進補助事業費 174,500千円

三重県企業立地促進条例に基づき認定した企業の研究施設の立地が確定したことにより補助を行う。

(3) 米の生産振興対策事業費 201,061千円

国の追加内示により、水稻種子乾燥調製貯蔵施設の整備を行う。

(4) 自然公園大会開催事業費 3,453千円

平成 1 8 年に三重県において開催予定の「第 4 8 回自然公園大会」に向けた準備を行う。

(5) 公共事業 720,841千円

一般公共事業 634,459千円

国の内示額の確定等に伴い、災害にかかる治山事業費等で634,459千円を増額補正する。

災害復旧事業 64,082千円

県営海岸保全施設等災害復旧事業費における平成 1 6 年度災害復旧事業費の確定により、64,082千円を増額補正する。

県単公共事業 22,300千円

県単林道事業費で106,120千円の減額、県単沿岸漁場整備事業費で、伊勢湾北部中間育成施設の建設にかかる用地取得で128,420千円の増額などあわせて22,300千円を増額補正する。

(6) 国の補助制度の変更にともない減額補正を行う主な事業

老人福祉施設整備事業	148,100千円
国庫補助金が交付金化され、予算計上施設が対象外となった。	
特別保育事業費補助金	389,169千円
国庫補助金の一部が交付金化され、市町村へ直接交付されることとなった。	
老人保護措置費(第24条第1項第1号)	191,447千円
国庫補助制度が廃止され、町村に一般財源化された。	
保育所整備費負担(補助)金	723,793千円
国庫補助金が交付金化され、市町村へ直接交付されることとなった。	

3 債務負担行為の要点

三重県営サンアリーナ設備改修に係る契約

(期間:平成17年度~平成18年度 限度額:283,000千円の債務負担行為を設定)

メインアリーナに設置している大型映像装置が経年劣化により修理不能なため、早急に更新を要することに伴う債務負担行為の設定。

企業会計の内容

270,520千円

歳出の要点

- 1 工業用水道事業会計 283,880千円
国補事業の内示増に伴い、北伊勢工業用水道改良費で283,880千円を増額補正する。
他に債務負担行為を設定。(限度額245,000千円、期間平成18年度)
- 2 病院事業会計 13,360千円
県立志摩病院における立体駐車場建築工事費等を減額するとともに、同病院の耐震化、広域医療支援機能等に対応する外来棟の整備(建替)に一部着手することから、あわせて13,360千円を減額補正する。
他に債務負担行為を設定。(限度額2,459,867千円、期間平成18~19年度)